

みやぎきの食の魅力発信・販売促進業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、みやぎきの食の魅力発信・販売促進業務に関する委託事業者を選定するための企画提案競技について、公正かつ適正な審査を実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

「みやぎきの食の魅力発信・販売促進業務委託仕様書」に記載のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

4 委託料

10,000千円（ただし、消費税、地方消費税を含む。）を上限とする。

5 参加資格

次の（1）から（7）までを全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (3) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有する者
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がない者
- (7) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者

6 日程

項 目	日 時
公 告	令和2年9月10日(木)
質問受付期限	令和2年9月16日(水)17時まで
企画提案書提出期限	令和2年9月25日(金)当日必着
企 画 コ ン ペ	令和2年9月29日(火)
選定結果通知	令和2年9月30日(水)以降

7 質問受付及び回答

(1) 質問受付

① 受付期限

令和2年9月16日(水)17時まで

② 受付方法

本要領13に記載する連絡先まで別紙を電子メールにて提出すること

(2) 回答

原則として質問受付日から2開庁日以内に回答する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類

下記①から⑤を1セットとし、6部提出すること。⑥及び⑦は1部提出すること。

① 企画提案書(A4版)

② スケジュール(A4版)

③ 見積書及び見積明細書(A4版)

④ 会社概要(既存のもの)

⑤ 業務実績(過去3年以内の地方公共団体等との契約実績)

⑥ 納税証明書(県税に未納がないことの証明)

⑦ 誓約書(別紙)

(2) 提出方法等

① 提出場所

本要領13に記載する連絡先

② 提出期限

令和2年9月25日(金) **【当日必着】**

③ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送については、書留郵便により提出すること。

9 企画コンペ

(1) 開催日時

令和2年9月29日（火）

(2) 開催場所

宮崎県総合政策部会議室（宮崎県庁1号館4階会議室）

(3) 開催日時

企画コンペの参加事業者に個別に通知する。

10 審査結果通知

審査結果については、令和2年9月30日（水）以降に通知する。

11 契約の締結等

(1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。

(2) 決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

12 その他

(1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は候補者の負担とする。

(2) 本企画提案競技の参加により県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(3) 見積書については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度提出を求める。

(4) 提出された資料は返還しない。

13 連絡先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県 総合政策部 産業政策課 企画推進担当

TEL：0985-26-7052 FAX：0985-26-0047

E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp